

平成 2 7 年度

公共用水域および地下水の
水質の測定に関する計画

福 井 県

目 次

I 公共用水域の水質の測定に関する計画

1	調査種別	1
2	調査地点	1
3	調査方法	2
4	採取方法	2
5	測定項目	2
6	測定方法	3
7	流量観測	3
8	調査担当機関	3
9	報告	3
1 0	公共用水域概況図	4
1 1	水系別・項目別検体数	5
1 2	九頭竜川	6
1 3	九頭竜川（支派川）	8
1 4	笙の川・井の口川	10
1 5	耳川	12
1 6	北川・南川	14
1 7	北潟湖	16
1 8	三方五湖	18
1 9	九頭竜川地先	20
2 0	越前加賀海岸地先	22
2 1	敦賀湾	24
2 2	若狭湾東部	26
2 3	小浜湾	28
2 4	世久見湾	30
2 5	矢代湾	30
2 6	内浦湾	30
2 7	別表 1 測定方法	32
2 8	別表 2 公共用水域水質測定結果表	34

Ⅱ 地下水の水質の測定に関する計画

1	調査の種類	37
2	調査地点	37
3	調査方法	37
4	採取方法	38
5	測定項目	38
6	測定方法	38
7	調査担当機関	38
8	報告	38
9	地域別・調査項目別検体数	39
10	概況調査	40
11	継続監視調査	42
12	定点監視調査	45
13	別表3 測定方法	46
14	別表4 地下水質測定結果表	48

平成２７年度公共用水域の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第１６条第１項の規定に基づき、公共用水域の水質の測定に関する計画を定める。

１ 調 査 種 別

環境基準常時監視調査

水 系 名	調 査 担 当 機 関
(１) 九 頭 竜 川 (九頭竜川支派川)	国土交通省・福井県・福井市
(２) 笙 の 川 ・ 井の口川	福 井 県・福 井 市
(３) 耳 川	〃
(４) 北 川 ・ 南 川	国 土 交 通 省・福 井 県
(５) 北 潟 湖	福 井 県
(６) 三 方 五 湖	〃
(７) 九 頭 竜 川 地 先 海 域	福 井 県・福 井 市
(８) 越前加賀海岸地先海域	〃
(９) 敦 賀 湾 海 域	福 井 県
(10) 若 狭 湾 東 部 海 域	〃
(11) 小 浜 湾 海 域	〃
(12) 世 久 見 湾 海 域	〃
(13) 矢 代 湾 海 域	〃
(14) 内 浦 湾 海 域	〃

２ 調 査 地 点

表 １ 水域別調査地点数

種 別 水 域 別	調 査 地 点 数	
	通年調査	一般調査
河 川	２５	３３
湖 沼	０	１８
海 域	０	３９
計	２５	９０

表 2 類型指定水域数および測定地点数の内訳

測定水系		類型 区分	類 型 指 定 水 域			類型未指定 水 域	計
			水 域 数	環 境 基 準 点	補 助 点		
河 川	4 水系	AA	1	1	0	—	1
		A	16	17	5	—	22
		B	10	11	2	—	13
		C	5	5	0	—	5
		D	4	4	0	—	4
		なし	—	—	—	13	13
		小 計	36	38	7	13	58
湖 沼	2 水系	A	1	2	0	—	2
		B	3	12	2	—	14
		なし	—	—	—	2	2
		小 計	4	14	2	2	18
海 域	8 水系	A	8	31	4	—	35
		B	2	4	0	—	4
		なし	—	—	—	0	0
		小 計	10	35	4	0	39
計	14 水系		50	87	13	15	115

3 調 査 方 法

- (1) 通年調査 月 1 日 1 回 年 12 回採取
 (2) 一般調査 月 1 日 1 回 年 4～10 回採取

4 採 取 方 法

- (1) 採取時期
 ① 採取は、なるべく晴天が続き、水質の安定している日を選んで採取する。
 ② 公共用水域が通常の状態（河川では低水量以上、湖沼では低水位以上）の場合に適宜行う。
 (2) 採取部位
 ① 河川は、原則として、流心部の表層水（水面下 20cm）とするが、河川合流点下流または汚水流入点下流の偏流の著しい場合は、3 点採取等量混合体で 1 検体とする。
 ② 海域、湖沼については、原則として表層採水とする。ただし、必要に応じ深層採水とする。

5 測 定 項 目

測定項目は、下記に掲げる項目とする。

(1) 河川調査

- ① 生活環境項目等
 気温、水温、外観、臭気、pH、DO、BOD、COD、SS、大腸菌群数、全窒素、全磷
 ② 健康項目
 カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン
 ③ 要監視項目
 クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシシン銅、クロロタロニル、プロピザミド、EPN、ジクロルボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシ

ル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、塩化ビニルモノマー、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン

④ 特殊項目等

フェノール類、銅、亜鉛、鉄（溶解性）、マンガン（溶解性）、クロム、塩素イオン
クロロフィル a、アンモニウム態窒素

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-*t*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(2) 湖沼調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、SS、全窒素、全燐

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

③ 要監視項目

ジクロロボス、塩化ビニルモノマー

④ 特殊項目等

塩素イオン、クロロフィル a、硫化水素、プランクトン

⑤ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、クロロホルム、フェノール、ホルムアルデヒド、4-*t*-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール

(3) 海域調査

① 生活環境項目等

気温、水温、外観、臭気、透明度、pH、DO、COD、油分、全窒素、全燐

② 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

③ 特殊項目等

フェノール類、クロム、塩素イオン

④ 水生生物保全項目

全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩

6 測定方法

測定方法は、「別表 1」に定める方法とする。

7 流量観測

原則として採取時に採取地点において観測する。ただし、他の流量観測値より内挿できる場合には、その数値を観測値とすることができる。

8 調査担当機関

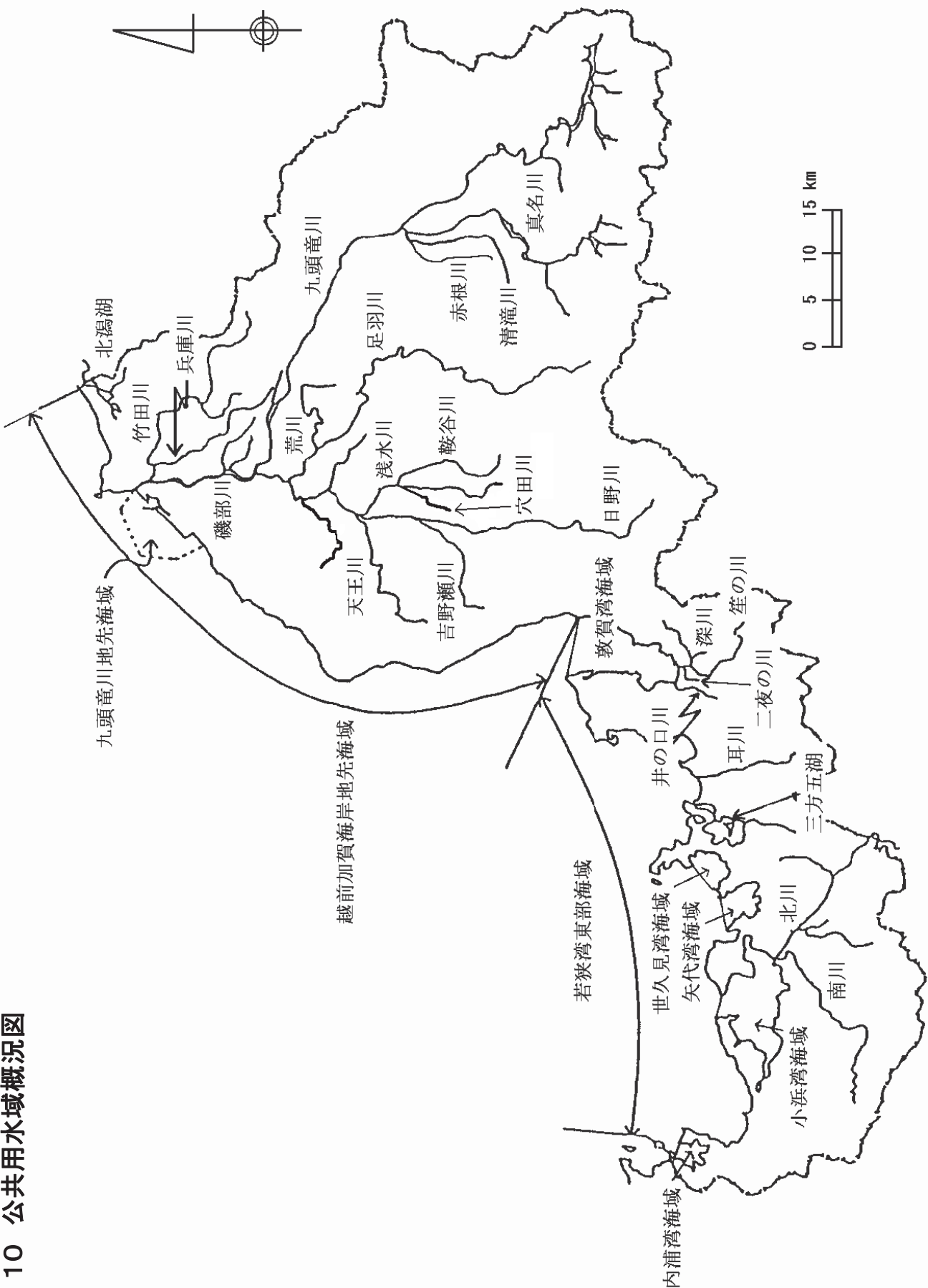
本調査は、福井県、福井市および国土交通省近畿地方整備局が担当する。

9 報告

(1) 調査結果の報告は、「別表 2」の様式により毎月まとめて、翌月の 25 日までに福井県安全環境部環境政策課長（以下「環境政策課長」という。）に報告するものとする。

(2) 健康項目または要監視項目の調査結果で環境基準または指針値を超える値が測定された時、および生活環境項目等で異常値が測定された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

10 公共用水域概況図



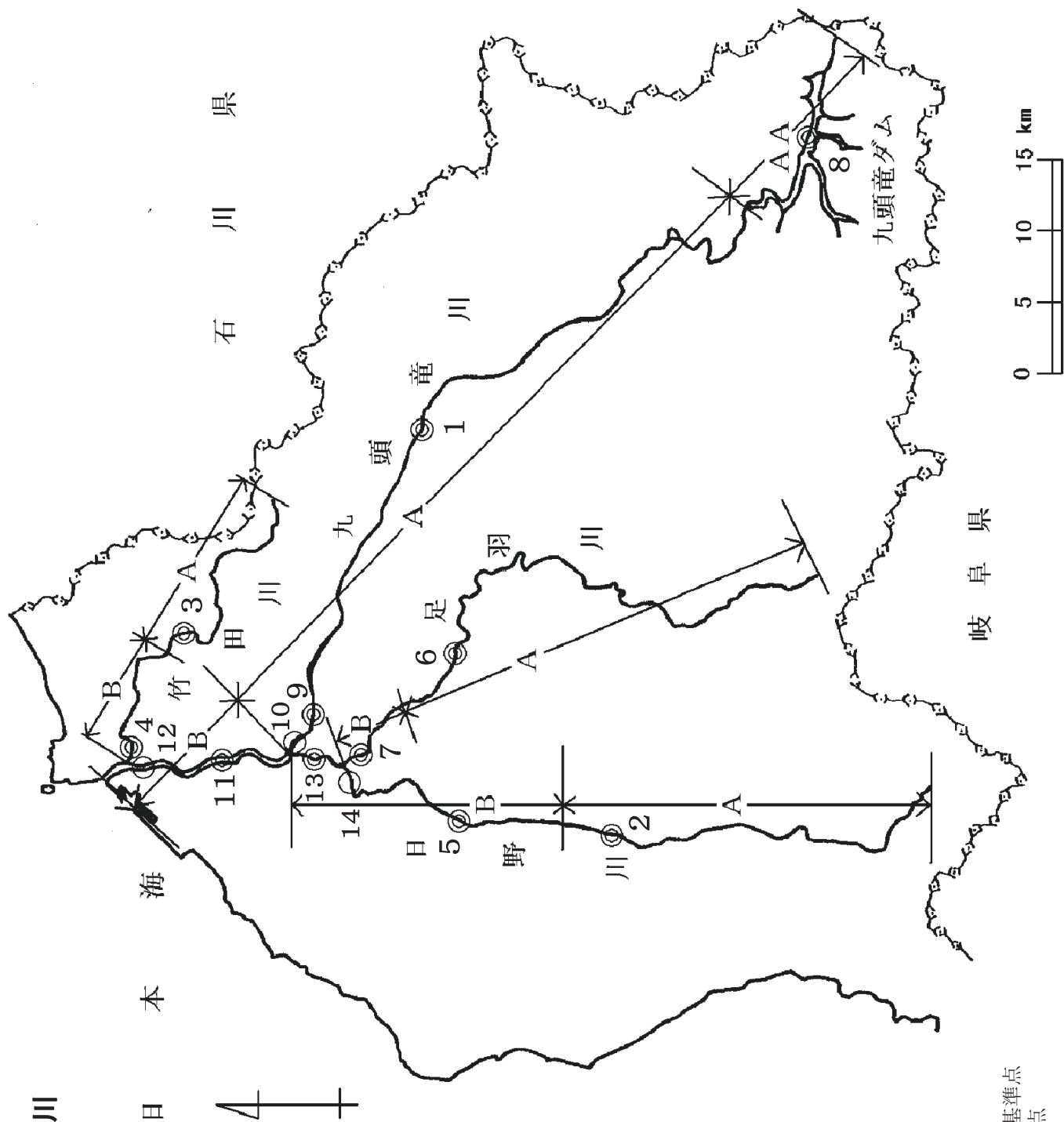
11 水系列・項目別検体数

[illegible]

*1 水生生物保全項目中の「クロホルム」の欄に計上
*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

12 九頭竜川



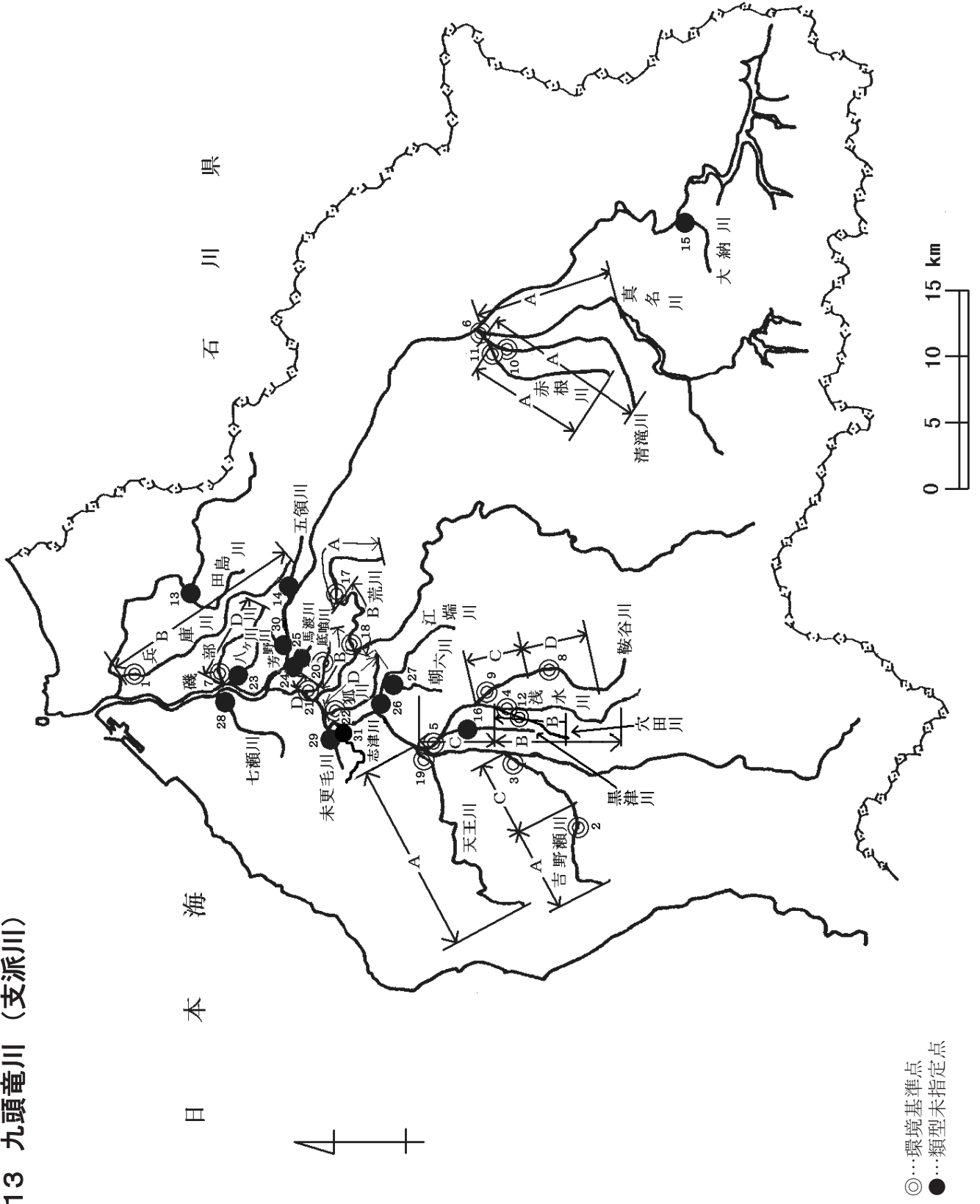
[illegible]

*1 水生生物保全項目中の「クロロホルム」の欄に計上

*2 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

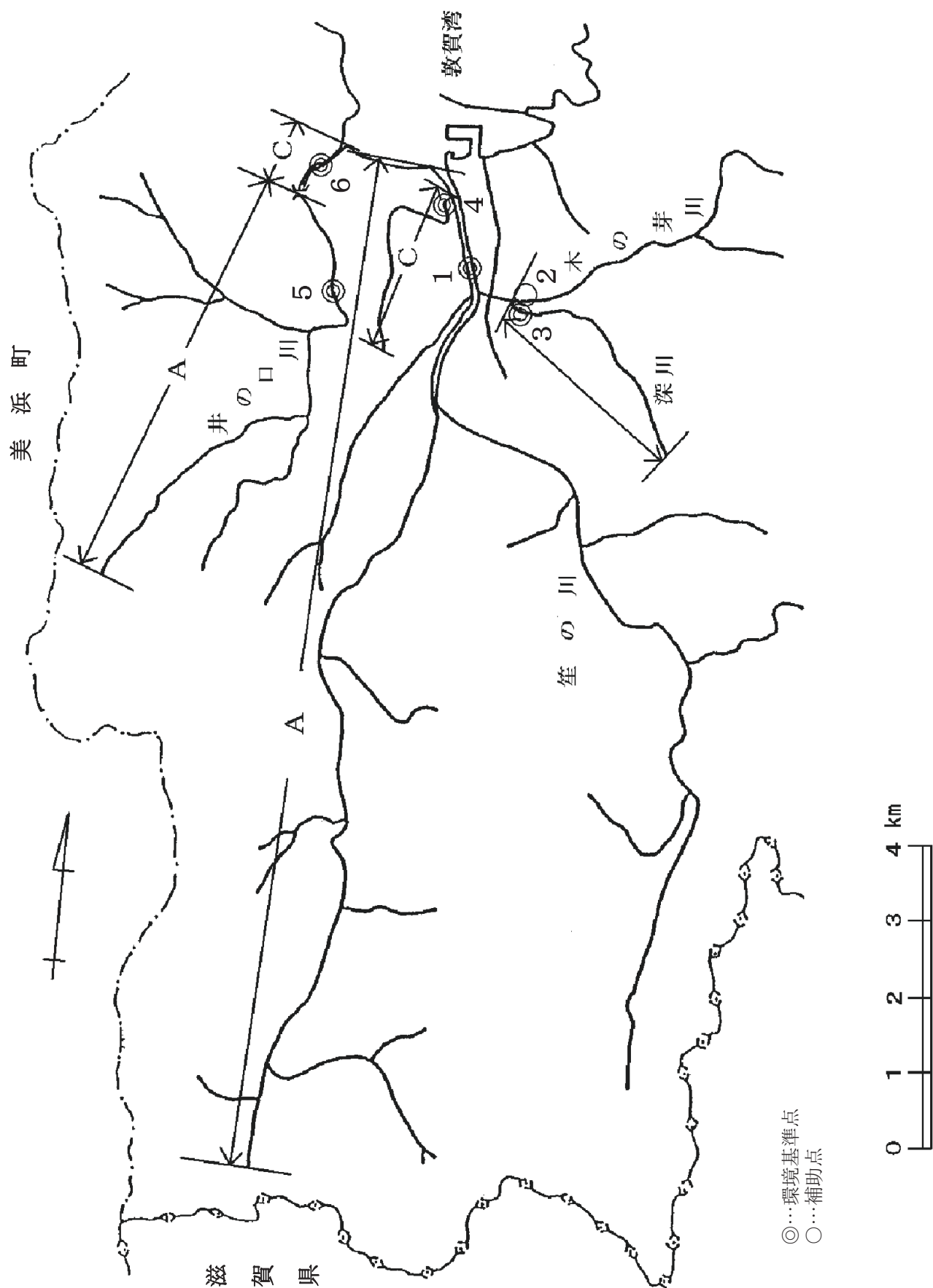
◎……環境基準点 ○……補助点

13 九頭竜川（支派川）

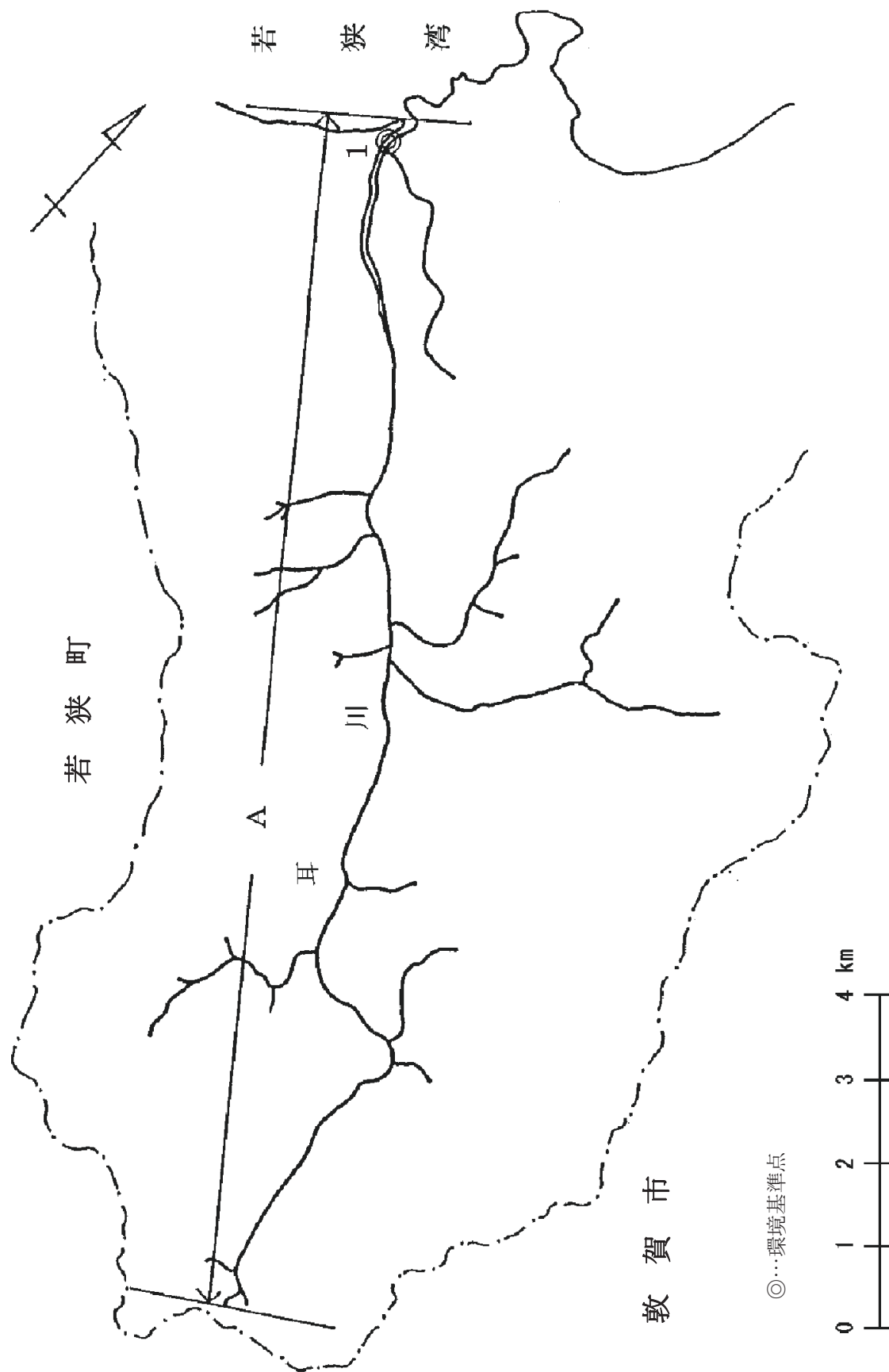


◎…環境基準点
●…類型未指定点

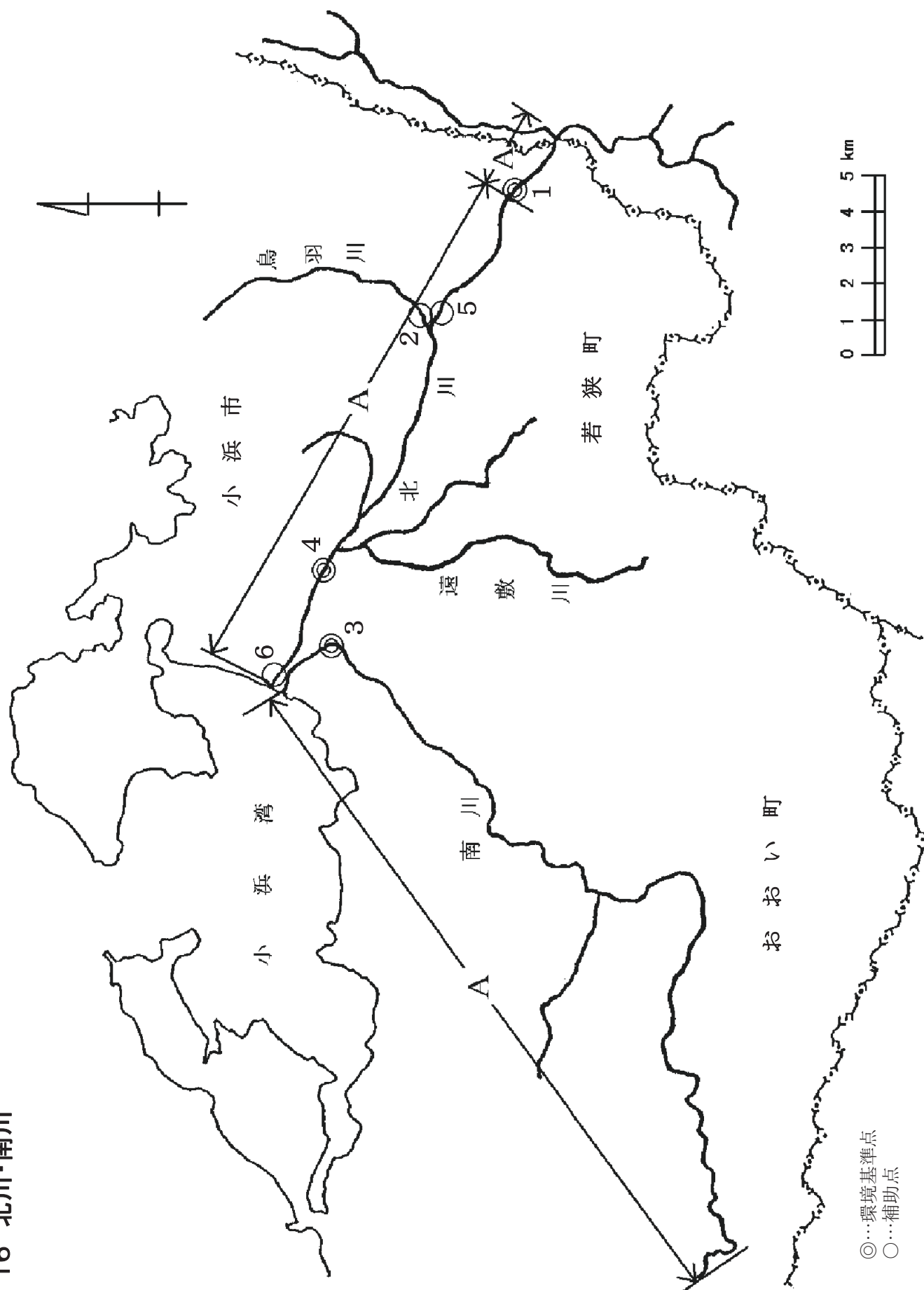
14 笙の川・井の口の川



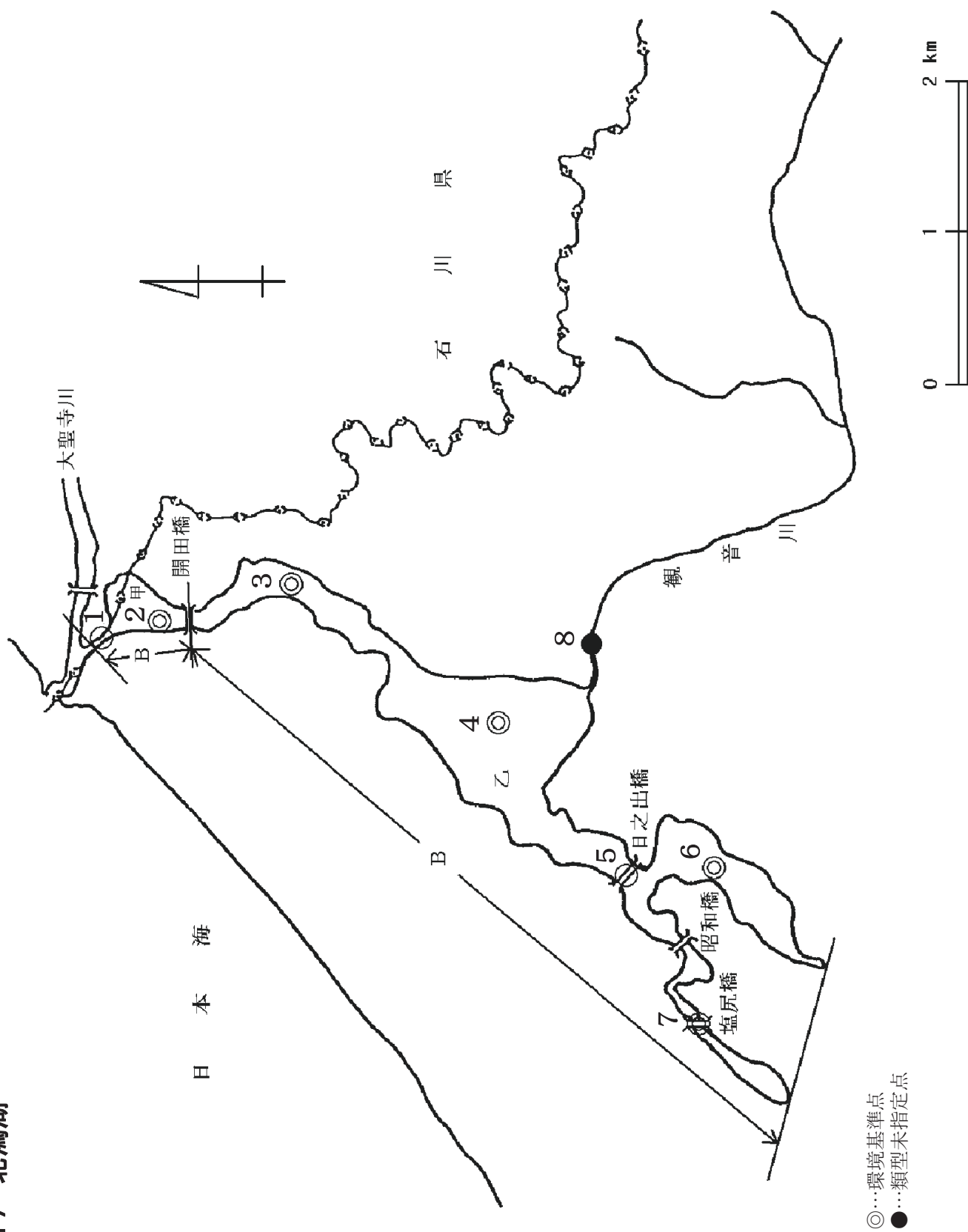
15 耳川



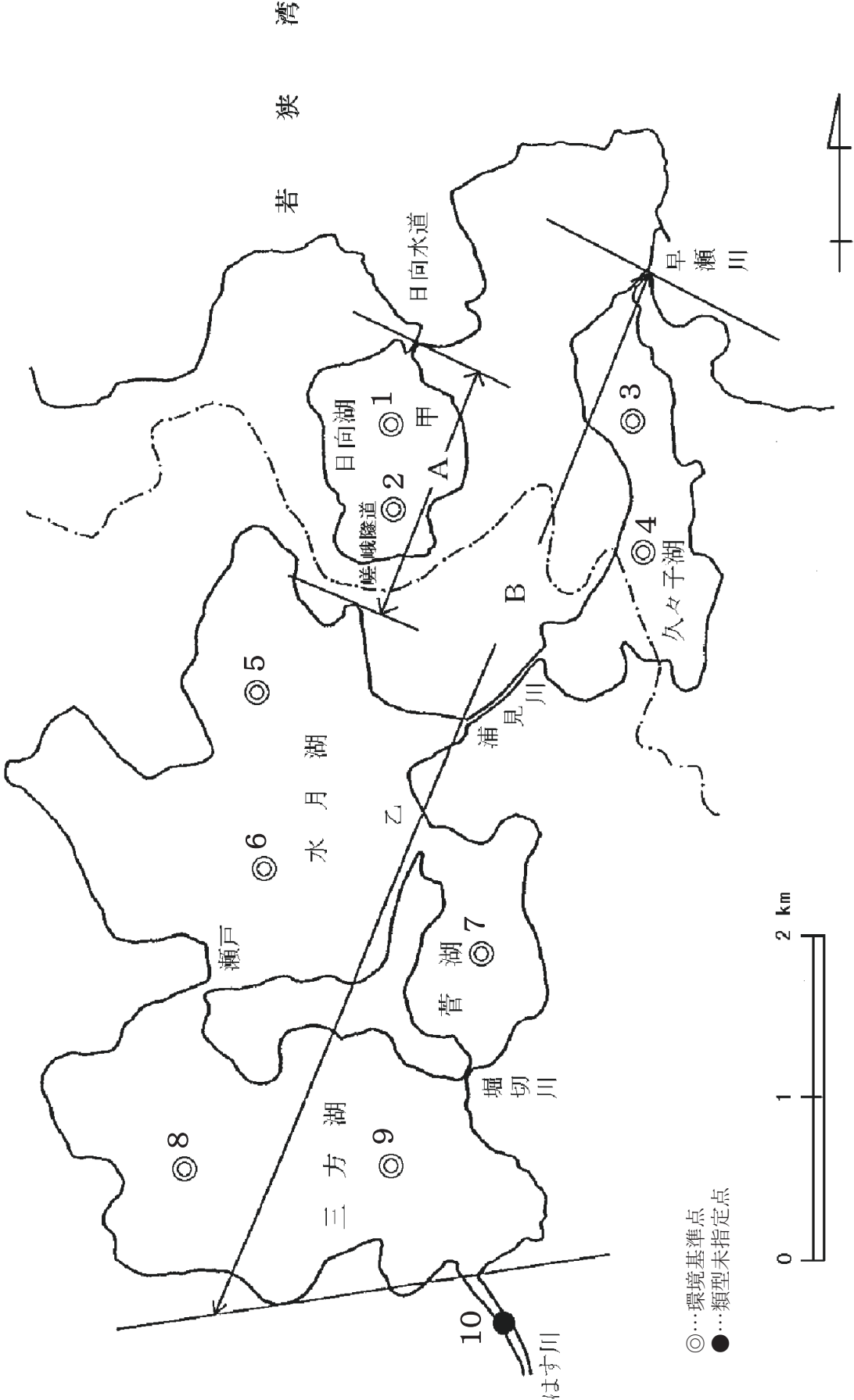
16 北川・南川



17 北潟湖



18 三方五湖



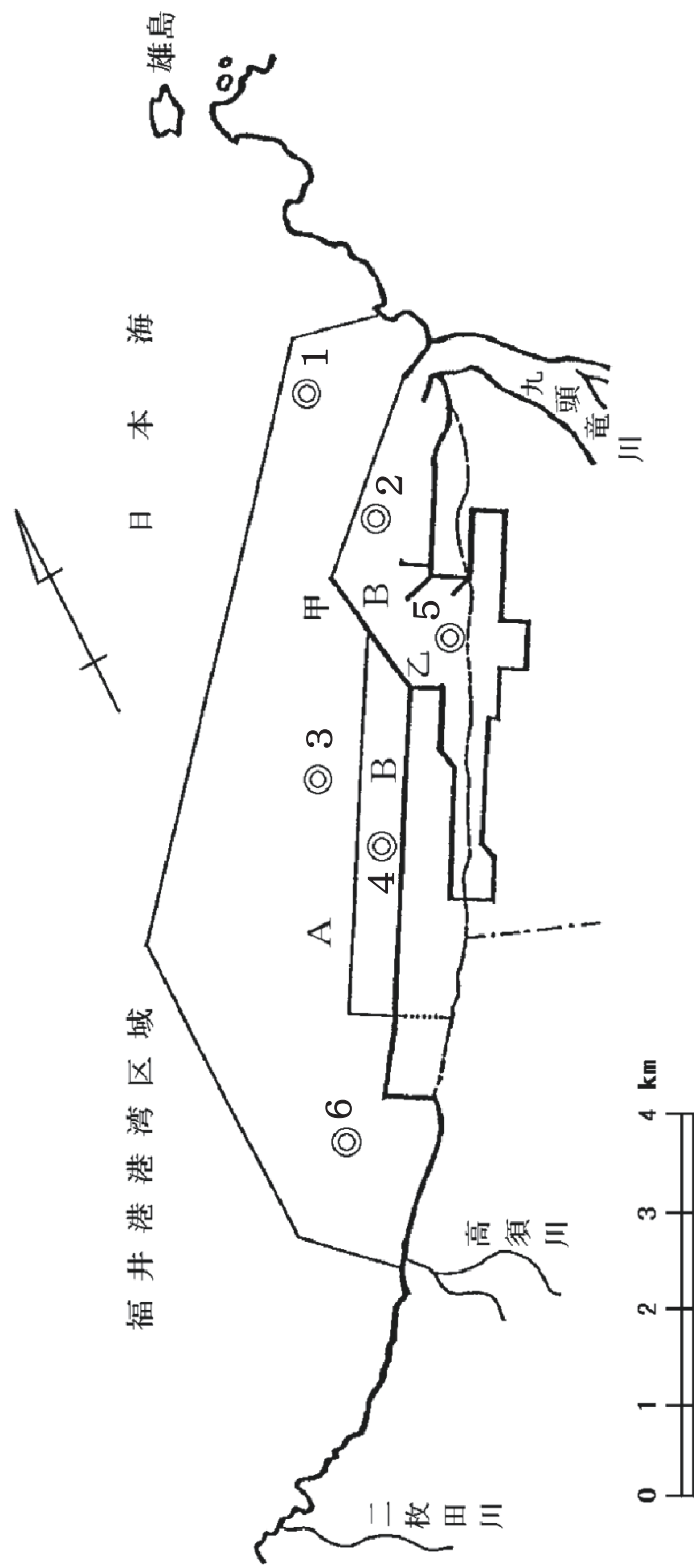
[illegible]

◎ 環境基準点 ● 類型未指定点

*1 水生生物保全項目中の「全亜鉛」の欄に計上

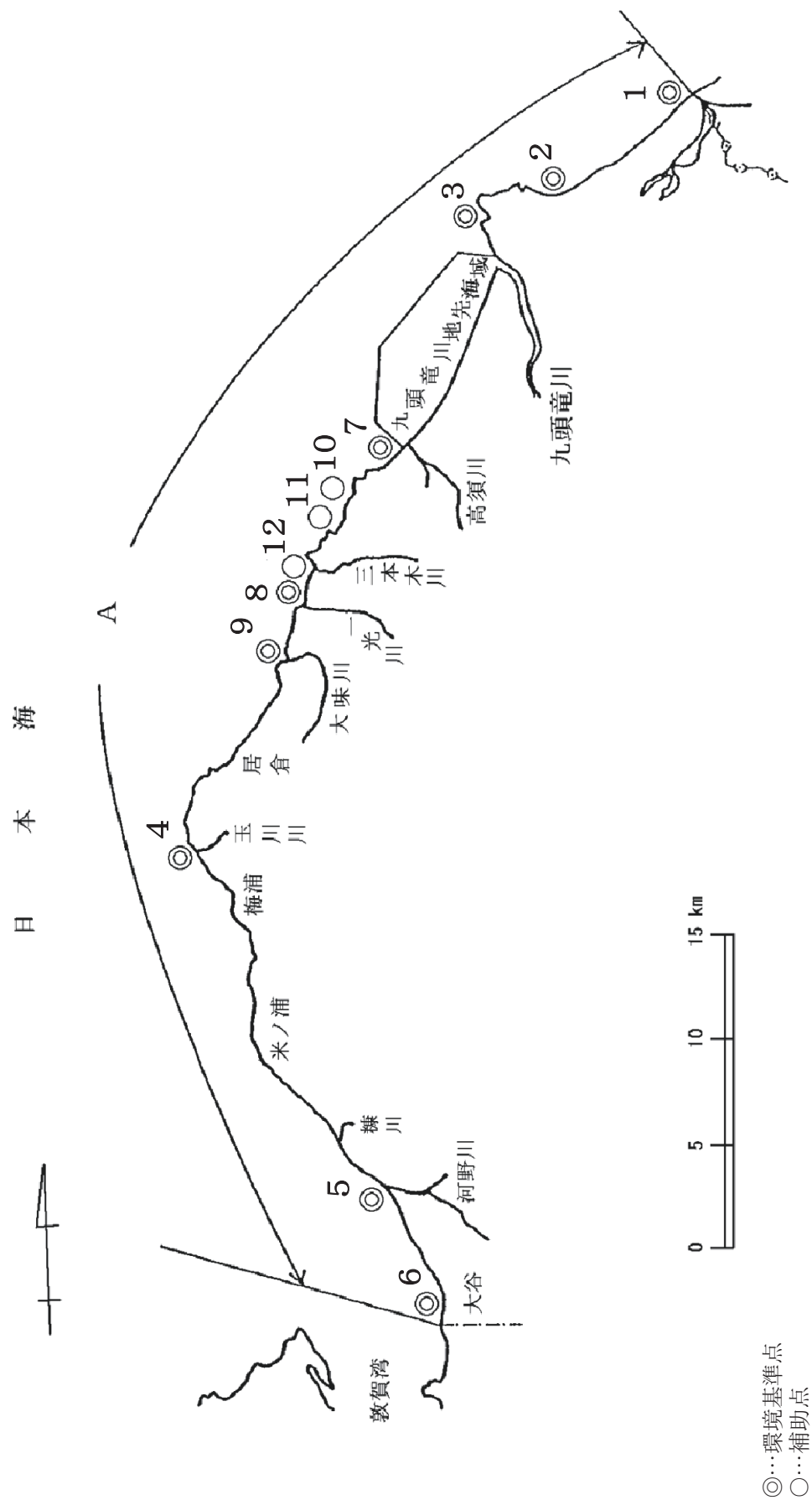
*2 水生生物保全項目中の「クロロホルム」の欄に計上

19 九頭竜川地先

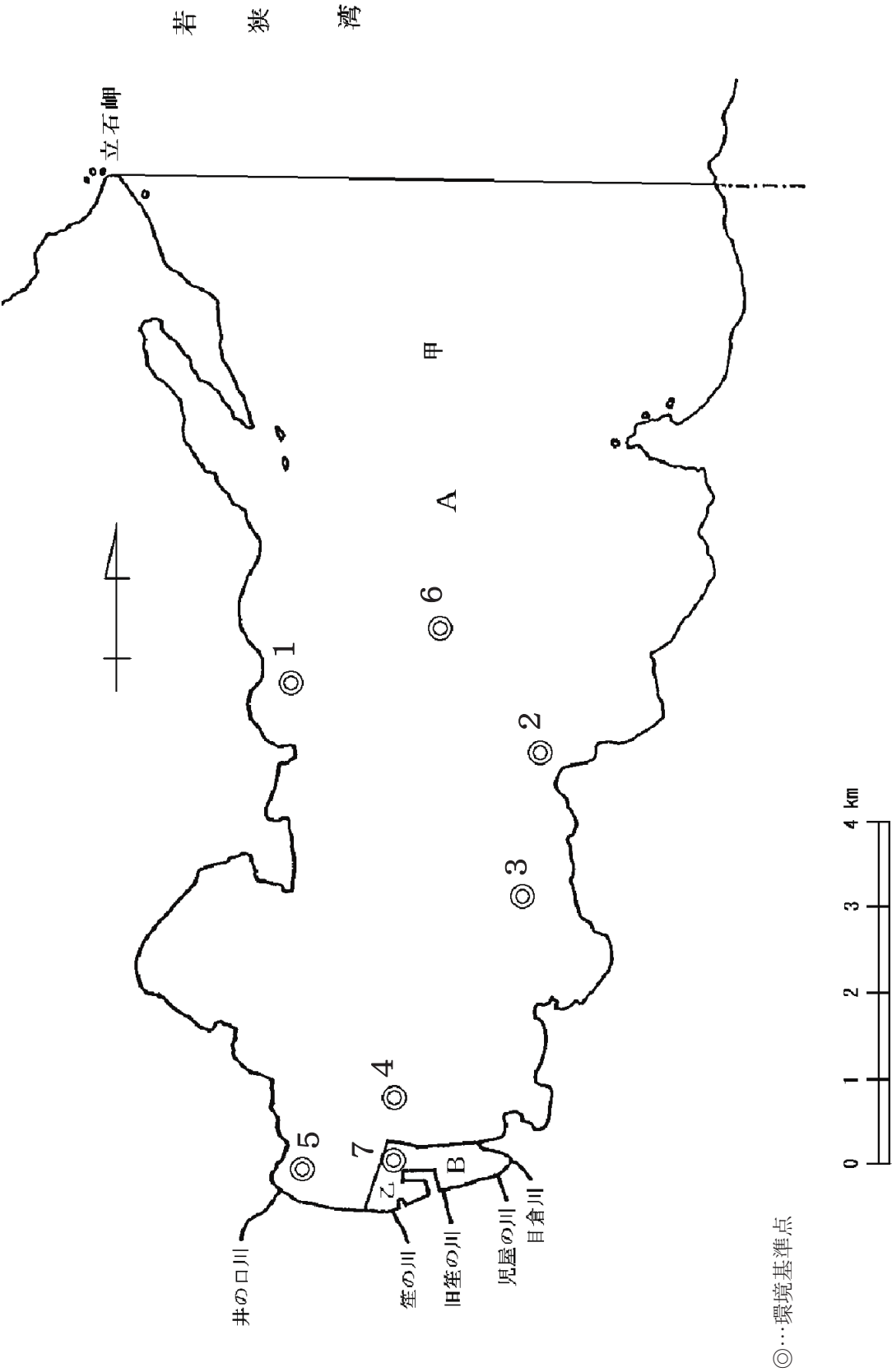


◎…環境基準点

20 越前加賀海岸地先



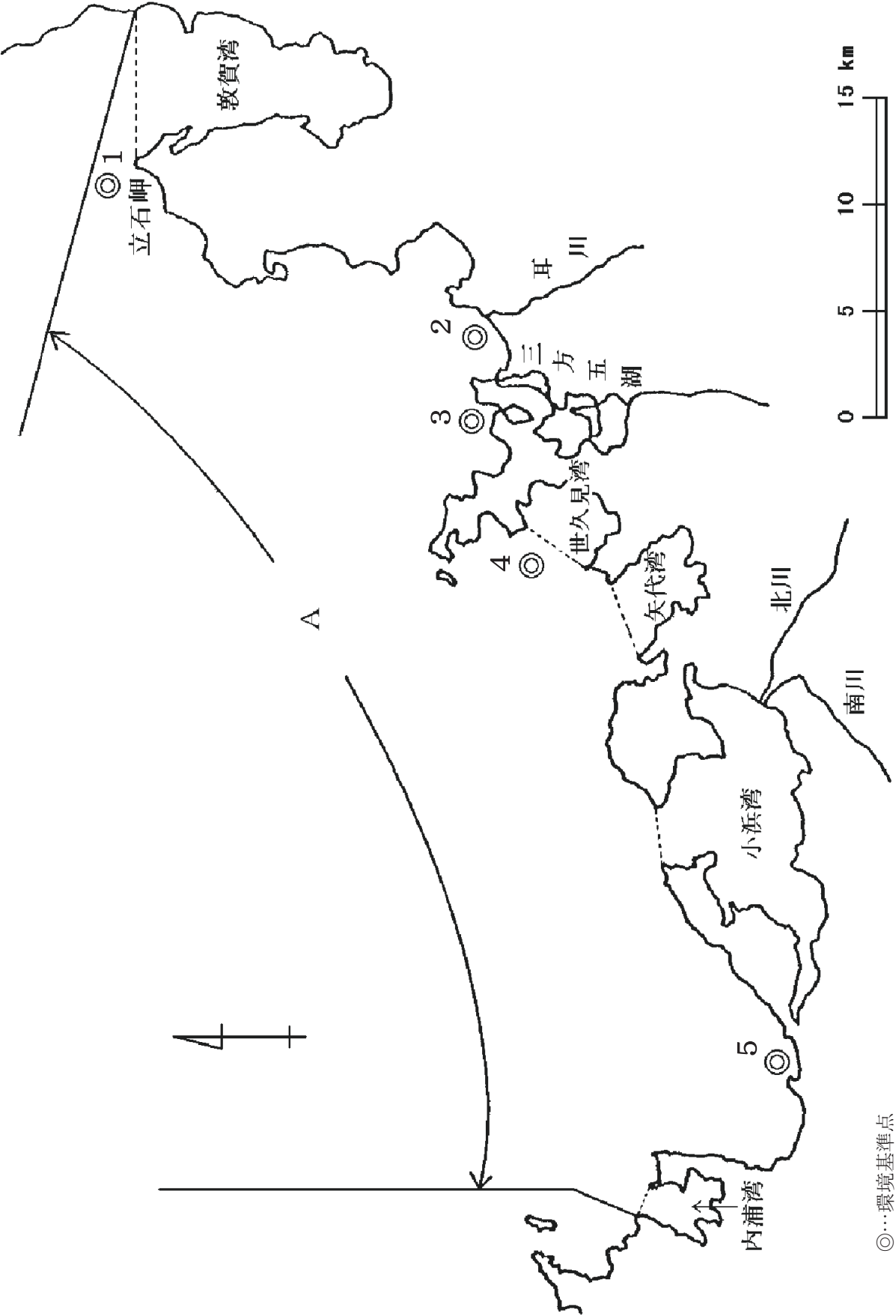
21 敦賀湾



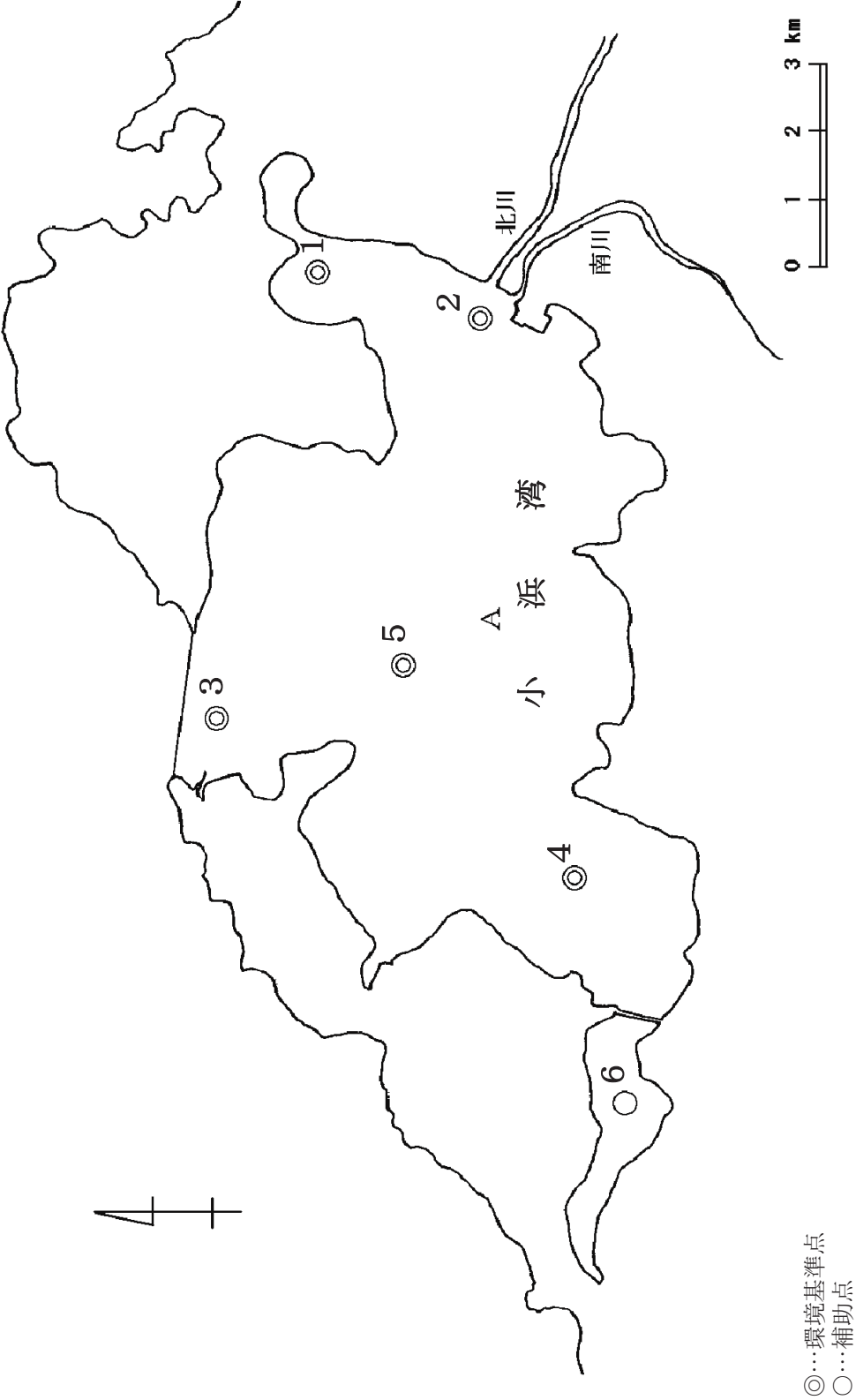
[illegible]

◎……環境基準点

22 若狭湾東部



23 小浜湾

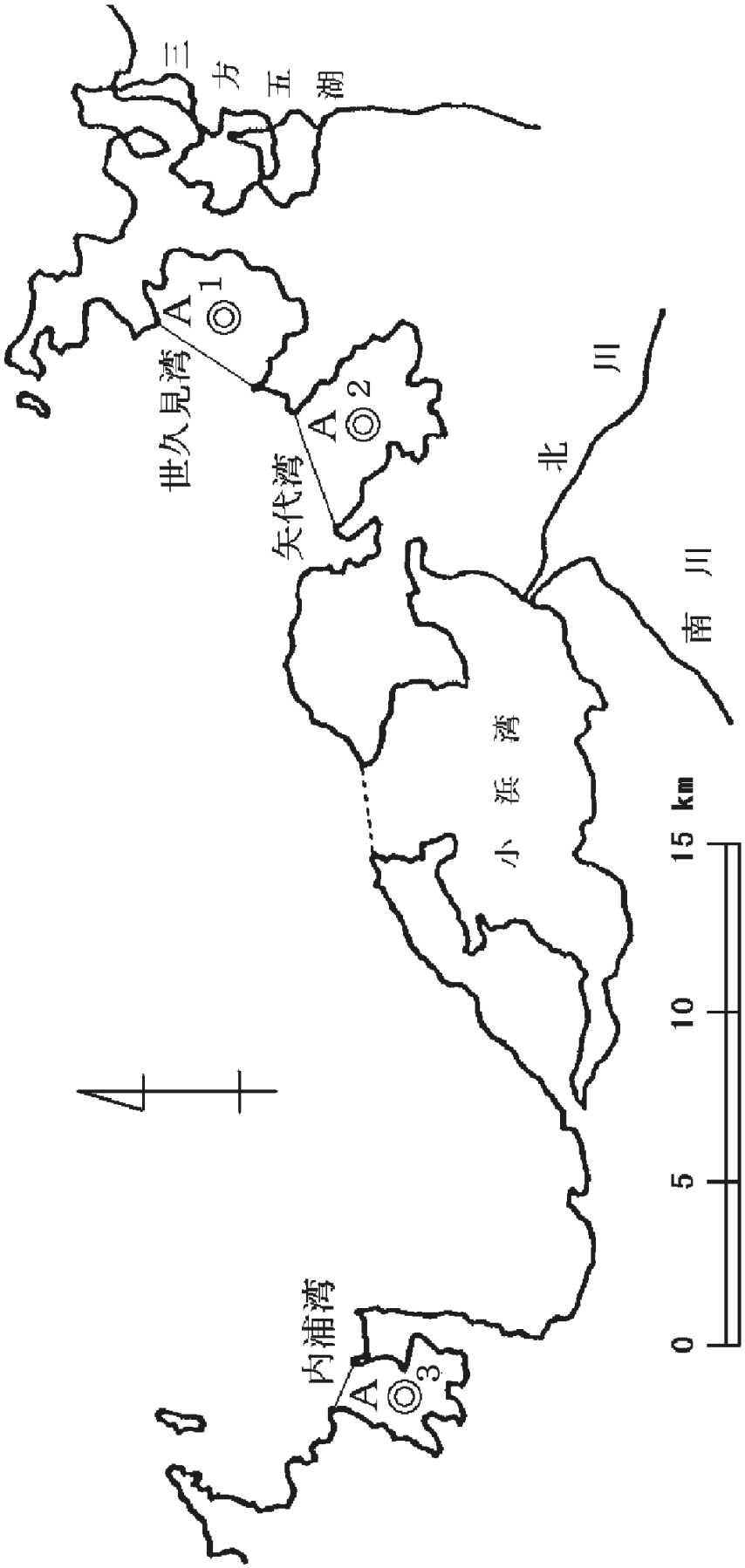


[illegible]

◎ …… 標準占
○ …… 補助占

*1 小工生物保全項目中の「クロコウナルム」の欄に記入
*2 水生生物保全項目中の「金距鮎」の欄に計上

- 24 世久見湾
25 矢代湾
26 内浦湾



◎…環境基準点

27 別表1 測定方法

区分	項目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測定方法
生活環境項目等	水温	—	—	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法
	水温	—	—	規格7.2に定める方法
	外観	—	—	規格8に定める方法
	臭気	—	—	規格10に定める方法
	透視度	—	—	規格9に定める方法
	透明度	—	—	海洋観測指針による方法
	pH	—	6.0～8.5	規格12.1に定める方法
	DO	0.5	2.0～7.5	規格32に定める方法
	BO	0.5	1.0～10	規格21に定める方法
	CO	0.5	1.0～8.0	規格17に定める方法
健康項目	SS	1	1～100	昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法
	大腸菌群数	—	50～5000	告示別表2.1(1)ア備考4に掲げる方法
	油分	0.5	検出値	告示付表13に掲げる方法
	全窒素	0.05	0.1～1.0	規格45.2、45.3、45.4又は45.6に定める方法
健康項目	全リン	0.003	0.005～0.1	規格46.3に定める方法
	カドミウム	0.001	0.003	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法
	全シアン	0.1	検出値	規格38.1.2及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法又は規格38.1.2及び38.5に定める方法
	鉛	0.002	0.01	規格54に定める方法
	六価クロム	0.02	0.05	規格65.2に定める方法(ただし、規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、日本工業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
	砒素	0.005	0.01	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
	総水銀	0.0005	0.0005	告示付表1に掲げる方法
	アルキル水銀	0.0005	検出値	告示付表2に掲げる方法
	PCB	0.0005	検出値	告示付表3に掲げる方法
	ジクロロメタン	0.002	0.02	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	四塩化炭素	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,2-ジクロロエタン	0.0004	0.004	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
	1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.1	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.004	0.04	同上
	1,1,1-トリクロロエタン	0.0005	1	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
	1,1,2-トリクロロエタン	0.0006	0.006	同上
	トリクロロエチレン	0.001	0.01	同上
	テトラクロロエチレン	0.0005	0.01	同上
	1,3-ジクロロプロペン	0.0002	0.002	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	チウラム	0.0006	0.006	告示付表4に掲げる方法
	シマジン	0.0003	0.003	告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
	チオベンカルブ	0.002	0.02	同上
	ベンゼン	0.001	0.01	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
	セレン	0.002	0.01	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
	ふっ素	0.1	0.8	規格34.1若しくは34.4に定める方法又は規格34.1c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び告示付表6に掲げる方法
	ほう素	0.02	1	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
	1,4-ジオキサン	0.005	0.05	告示付表7に掲げる方法

注：硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算計数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸性窒素の濃度に換算計数0.3045を乗じたものの和とする。

なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値はともに0.01 mg/Lとする。

区 分	項 目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測 定 方 法
要 監 視 項 目	クロロホルム トランス-1,2-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロプロパン p-ジクロロベンゼン イソキサチオン	0.003 0.004 0.006 0.03 0.0008	0.06 0.04 0.06 0.2 0.008	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法 同上 同上 同上 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下「通知」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
	ダイアジノン フェニトロチオン イソプロチオラン オキシシン銅 クロタロニル プロピザミド E P N ジクロルボス フェノブカルブ イプロベンホス クロルニトロフェン トルエン キシレン フタル酸ジエチルヘキシル ニッケル	0.0005 0.0003 0.004 0.004 0.004 0.0008 0.0006 0.001 0.003 0.0008 0.0001 0.06 0.04 0.006 0.005	0.005 0.003 0.04 0.04 0.05 0.008 0.006 0.008 0.03 0.008 － 0.6 0.4 0.06 －	同上 同上 同上 通知付表2に掲げる方法 通知付表1の第1又は第2に掲げる方法 同上 同上 同上 同上 同上 同上 日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法 同上 通知付表3の第1又は第2に掲げる方法 規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
モリブデン アンチモン	モリブデン アンチモン	0.01 0.001	0.07 0.02	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法 水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（以下「通知2」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
	塩化ビニルモノマー エビクロロヒドリン 全マンガン ウラン	0.0002 0.0001 0.02 0.0002	0.002 0.0004 0.2 0.002	通知2付表1に掲げる方法 通知2付表2に掲げる方法 規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法 通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法
特 殊 項 目 等	フェノール類 銅 亜鉛 鉄（溶解性）	0.01 0.01 0.001 0.1	－ － － －	規格28.1に定める方法又は自動分析(4-アミノアンチピリン法) 規格52.2若しくは52.4に定める方法 規格53に定める方法
	マンガン(溶解性) クロム 塩化物イオン	0.05 0.02 0.5	－ － －	日本工業規格M0202の3.1.4の(2)及び規格57.2に定める方法又は規格57.3に定める方法 日本工業規格M0202の3.1.4の(2)及び規格56.2に定める方法又は規格56.4に定める方法 規格65.1に定める方法 規格35.1及び35.2に定める方法又は自動分析(チオシアニド法)
水 生 物 保 全 項 目	クロロフィルa 硫化水素 アンモニウム態窒素 植物プランクトン 動物プランクトン	0.1(μg/L) 0.1 0.01 － －	－ － － － －	アセトン抽出、三色比色法 メチレンブルーによる吸光光度法及びよう素滴定法 規格42に定める方法又は自動分析(インドフェノール法) 静置濃縮法により同定、計数 プランクトンネット濃縮法により同定、計数
	全亜鉛 ^(*) ノニルフェノール ^(*) 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 ^(*) クロロホルム フェノール	0.001 0.0006 0.0006 0.003 0.005	0.01~0.03 0.0006~0.002 0.006~0.05 0.006~3 0.01~2	規格53に定める方法 告示付表11に掲げる方法 告示付表12に掲げる方法 日本工業規格K0125の5.1、5.2及び5.3.1に定める方法 水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成15年環水企発第031105001号・環水管発第031105001号（以下「通知3」という。）付表1に掲げる方法
ホルムアルデヒド 4-tert-オクチルフェノール	ホルムアルデヒド 4-tert-オクチルフェノール	0.01 0.00007	0.03~1 0.0004~0.004	通知3付表2に掲げる方法 水質汚濁に係る環境基準等についての一部を改正する件の施行等について（環境省水・大気環境局長通知、平成25年環水大発第1303272号（以下「通知4」という。）付表1に掲げる方法
	アニリン 2,4-ジクロロフェノール	0.002 0.0003	0.02~0.1 0.003~0.03	通知4付表2に掲げる方法 通知4付表3に掲げる方法

(*)：全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩は環境基準項目である。

28 別表2 公共用水域水質測定結果表

地点コード		地点名			測定機関								
サンプル番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
一般項目	調査年月日												
	時 分												
	調査区分												
	採取位置												
	採取水深 m												
	天 候												
	流 況 コード表												
	外 観 (臭 気) コード表												
	外 観 (色 相)												
	外 観 (濁 り)												
	気 温 ℃												
	水 温 ℃												
	流 量 m ³ /s												
	全 水 深 m												
	透 明 度 m												
生活環境項目	p H												
	D O mg/L												
	B O D mg/L												
	C O D mg/L												
	S mg/L												
	大腸菌群数 MPN/100mL												
	n-ヘキサン抽出物質、油分等 mg/L												
	全 窒 素 mg/L												
健康項目	全 磷 mg/L												
	カ ド ミ ウ ム mg/L												
	全 シ ア ン mg/L												
	鉛 mg/L												
	六 価 ク ロ ム mg/L												
	砒 素 mg/L												
	総 水 銀 mg/L												
	ア ル キ ル 水 銀 mg/L												
	P C B mg/L												
	ジ ク ロ ロ メ タ ン mg/L												
	四 塩 化 炭 素 mg/L												
	1,2-シクロロエタン mg/L												
	1,1-シクロロエチレン mg/L												
	シス-1,2-シクロロエチレン mg/L												
	1,1,1-トリクロロエタン mg/L												
	1,1,2-トリクロロエタン mg/L												
	トリクロロエチレン mg/L												
	テトラクロロエチレン mg/L												
	1,3-シクロロフクロヘン mg/L												
	チ ウ ラ ム mg/L												
	シ マ ジ ン mg/L												
	チ オ ベ ン カ ル ブ mg/L												
	ベ ン ゼ ン mg/L												
	セ レ ン mg/L												
	硝 酸 性 窒 素 mg/L												
	亜 硝 酸 性 窒 素 mg/L												
	硝酸性窒素・亜硝酸性窒素 mg/L												
	ふ つ 素 mg/L												
	ほ う 素 mg/L												
	1,4-ジオキサン mg/L												

地点コード				地点名						測定機関				
サ ン プ ル 番 号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
特 殊 項 目	フ ェ ノ ー ル 類 mg/L													
	銅 mg/L													
	亜 鉛 mg/L													
	鉄 （ 溶 解 性 ） mg/L													
	マンガン（溶解性） mg/L													
要 監 視 項 目	ク ロ ム mg/L													
	ク ロ ロ ホ ル ム mg/L													
	トランス-1, 2-ジ*クロロエチレン mg/L													
	1, 2-ジ*クロロフ*ロハ*ン mg/L													
	p-ジ*クロロヘ*ンセ*ン mg/L													
	イ ソ キ サ チ オ ン mg/L													
	ダ イ ア ジ ノ ン mg/L													
	フ ェ ニ ト ロ チ オ ン mg/L													
	イ ソ プ ロ チ オ ラ ン mg/L													
	オ キ シ ン 銅 mg/L													
	ク ロ ロ タ ロ ニ ル mg/L													
	ブ ロ ビ ザ ミ ド mg/L													
	E P N mg/L													
	ジ ク ロ ル ボ ス mg/L													
	フ ェ ノ ブ カ ル ブ mg/L													
	イ プ ロ ベ ン ホ ス mg/L													
	ク ロ ル ニ ト ロ フ ェ ン mg/L													
	ト ル エ ン mg/L													
	キ シ レ ン mg/L													
	水 生 物 保 全 項 目	フタル酸ジ*エチルヘキシル mg/L												
ニ ツ ケ ル mg/L														
モ リ ブ デ ン mg/L														
ア ン チ モ ン mg/L														
塩化ビニルモノマー mg/L														
エビクロロヒドリン mg/L														
全 マ ン ガ ン mg/L														
ウ ラ ン mg/L														
全 亜 鉛 mg/L														
ノニルフェノール mg/L														
そ の 他 の 項 目	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 mg/L													
	ク ロ ロ ホ ル ム mg/L													
	フ ェ ノ ー ル mg/L													
	ホルムアルデヒド mg/L													
	4-t-オクチルフェノール mg/L													
	ア ニ リ ン mg/L													
	2, 4-ジクロロフェノール mg/L													
	塩 化 物 イ オ ン mg/L													
	塩 素 量 パーセント													
	D O 飽 和 度 %													
そ の 他 の 項 目	ク ロ ロ フ イ ル a μg/L													
	ク ロ ロ フ イ ル b μg/L													
	ク ロ ロ フ イ ル c μg/L													
	全 ク ロ ロ フ イ ル μg/L													
	カ ロ チ ノ イ ド μg/L													
	硫 化 水 素 mg/L													
	アンモニウム態窒素 mg/L													
オルト燐酸イオン mg/L														

平成 27 年度地下水の水質の測定に関する計画

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づき、地下水の水質の測定に関する計画を定める。

1 調査の種類

(1) 概況調査

県内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに発見された、または事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する調査。必要に応じて、土壤汚染が判明した場合にも実施。

(3) 継続監視調査

汚染地域について、継続的に監視を行うための調査。

(4) 定点監視調査

地下水質の経年的な変化を把握するために実施する調査。

2 調査地点

調査は概況調査 60 地点、継続監視調査 91 地点および定点監視調査 2 地点において実施する。

また、汚染井戸周辺地区調査は、各地区の汚染の状況に応じて必要な調査を実施する。

	概況調査	汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	定点監視調査
調査地区数	60	—*1	38	2
調査地点数	60		91	2
調査回数	1回/年		2回/年*2	2回/年
調査機関	福井県・福井市	福井県・福井市	福井県・福井市	国土交通省

*1：汚染の状況に応じて必要な調査を実施

*2：事業場敷地内のみの汚染で、かつ周辺地区の調査で不検出の場合、または自然由来による汚染の場合、一部年 1 回

3 調査方法

(1) 調査地点の選定

① 概況調査

昭和 48 年行政管理庁告示第 143 号に定める標準地域メッシュの第 3 次地域区画（おおむね 1 km メッシュ）を基準に、地下水の利用状況、人口密度および工場・事業場等の立地状況等を考慮し、調査地区を選定する。

なお、調査地区は主として平成 20 年度に概況調査を実施した地区とし、調査対象井戸は、汚染されていた場合、汚染による利水影響が大きいと考えられる井戸を優先的に選定する。

② 汚染井戸周辺地区調査

汚染が確認された井戸を中心に半径 500m 程度の範囲を調査する。調査範囲全体に汚染が確認された場合は、段階的に範囲を広げて調査し汚染範囲を確定する。

③ 継続監視調査

汚染源の影響を最も受けやすい地点、およびその下流側においておおむね 5 地点を選定する。

④ 定点監視調査

継続的な監視が可能な地点を選定する。

(2) 調査期間

調査は平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までとする。

4 採 取 方 法

試料は、十分な揚水（地下水の水温が一定）後、採取する。

なお、トリクロロエチレン等の有機塩素化合物用試料については、共栓付きガラスびんを使用して泡立っていないよう静かに採取し、気泡が残らないよう満水にして密栓する。

5 測 定 項 目

測定項目は、調査の種類ごとに次に掲げる項目とする。

（１）概況調査

① 環境基準項目（27 項目）

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、塩化ビニルモノマー、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

② 要監視項目（2 項目）

ジクロロボス、モリブデン

（２）汚染井戸周辺地区調査

① 環境基準項目

概況調査等により汚染の確認された項目およびその分解生成物について調査する。

なお、分解生成物とは、トリクロロエチレンやテトラクロロエチレンなどが地中で物理化学的作用や微生物の分解作用等を受けることにより生ずるおそれのある物質で、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレンおよび塩化ビニルモノマー等の物質をいう。

② 要監視項目

概況調査により汚染の確認された項目について調査する。

③ 解析項目

Mアルカリ度、塩素イオン、硫酸イオン、ナトリウムイオン、カルシウムイオンおよびその他の項目等の地下水の流向等を解析するために必要な項目について調査する。

（３）継続監視調査

汚染井戸周辺地区調査により汚染の確認された項目、およびその分解生成物について調査する。

（４）定点監視調査

① 環境基準項目（27 項目）

概況調査の環境基準項目と同じ

② 要監視項目（18 項目）

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン、イソプロチオラン、オキシ銅、クロロタロニル、プロピザミド、E P N、ジクロロボス、フェノブカルブ、イプロベンホス、クロルニトロフェン、トルエン、キシレン、ニッケル

6 測 定 方 法

測定方法は、「別表 3」に定める方法とする。

7 調 査 担 当 機 関

本調査は、福井県、福井市および国土交通省近畿地方整備局が担当する。

8 報 告

調査結果の報告は、分析結果がまとめ次第、「別表 4」の様式により福井県安全環境部環境政策課長（以下「環境政策課長」という。）に報告する。

また、環境基準項目および要監視項目で「別表 3」に示す報告下限値を超える値が検出された時は、直ちに環境政策課長に報告する。

99 地域別・調査項目別検体数

[illegible]

10 概況調査

[illegible]

[illegible]

11 継続監視調査

調査項目	調査担当者	調査地点	調査月	環境監視項目										要項監視項目										合計																																		
				環境監視項目										要項監視項目																																												
				カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	総水素	P	ジクロロメタン	四塩化炭素	塩化ビニルモノマー	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,1,2-テトラクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	1,3-ジクロロプロペン	チオラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性及び亜硝酸性窒素	ほうとう素		1,4-ジオキササン	クロホルム	1,2-ジクロロプロベンゼン	p-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオラ	フエニトロチオラ	イソプロチオラ	オキシシオン銅	クロロタロニル	クロロピザミド	E P N	ジクロルボス	フエノカルブ	イブロンホス	クロルニトロフエン	トルエン	トキシシレン	フタル酸エチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アリンチモリン	エビクロヒドリ	全マリンガ	ウ								
福岡	201-951	福岡市 石橋町	5, 11									2	2	2																																			8									
福岡	201-961	" 新田塚	5, 11									2	2	2																																					10							
	201-981	" 麻生津	5				1																																												1							
	302-911	" 美山町	5, 11									2	2	2																																					10							
福岡	424-911	" 蒲生	5																																																		1					
		(計 5地点)																																																			30					
	202-951	敦賀市 布田町	5, 11									2	2	2																																						10						
福岡	202-952	" "	"									2	2	2																																								10				
	202-955	" "	"									2	2	2																																						10						
		(計 3地点)																																																			30					
福岡	204-921	小浜市 下竹原	5, 11																																																		2					
	204-922	" "	"																																																	2						
	204-931	" 駅前町	"									2	2	2																																						10						
福岡		(計 3地点)																																																							14	
	205-911	大野市 新町	5, 11									2	2	2																																							10					
	205-913	" "	"									2	2	2																																						10						
福岡	205-917	" "	"									2	2	2																																						10						
	205-918	" "	"									2	2	2																																					10							
		(計 4地点)																																																			40					
福岡	207-913	鯖江市 豊	5, 11									2	2	2																																									10			
	207-916	" "	"									2	2	2																																								10				
	207-933	" 神明南部	"									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																															24					
福岡	207-938	" "	"									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																24				
	207-939	" "	"									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																														24						
	207-941	" 本町	"										2	2	2																																					10						
福岡	207-942	" "	"									2	2	2																																								10				
	207-945	" "	"									2	2	2																																								10				
	207-961	" 立待南部	"									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																															24					
福岡	207-968	" 立待東部	"									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																24				
	207-96B	" 立待北部	"									2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2																																				

[illegible]

調査機関名	調査担当	調査地点	調査月	調査項目										要項										監視項目										合計					
				環境基準										六価鉛	全銅	六価鉛	全銅	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素		
				カドミウム	鉛	銅	水素	水素	水素	水素	水素	水素	水素																										
福島県	調査	調査地点	調査月	203-9B2	越前市	塚町	5, 11	2																													2		
				203-9B3	"	"	"	2																													2		
				203-9D1	"	家久町	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30	
				203-9D2	"	"	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30		
				203-9D3	"	"	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30		
				203-9D5	"	"	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30		
				203-9DD	"	"	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30		
				203-9DE	"	"	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30		
				203-9DF	"	"	"	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	30		
				(計 30地点)																																612			
福島県	調査	調査地点	調査月	361-921	坂井市	黒目	5, 11																														2		
				365-941	"	堀越	"	2																													2		
				366-921	"	清水	"	2																													2		
				(計 3地点)																																	6		
				323-918	永平寺町	牧福島	5																														12		
				(計 1地点)																																	12		
				422-911	越前町	小曾原南郷	5, 11																														24		
				422-912	"	"	"																													24			
				422-913	"	"	"																													24			
				422-914	"	"	"																													24			
福島県	調査	調査地点	調査月	422-915	"	"	"																														24		
				422-921	"	小曾原北郷	5																														12		
				422-922	"	"	"																														12		
				(計 7地点)																																	144		
				442-910	美浜町	坂尻	5, 11																														2		
				(計 1地点)																																	2		
				481-911	高浜町	園部	5, 11																														2		
				481-912	"	"	"	2																												2			
				481-922	"	東三松	"																													2			
				481-923	"	"	"	2																												2			
福島県	調査	調査地点	調査月	481-931	"	立石	"																														2		
				481-933	"	"	"																														2		
				(計 6地点)																																	12		
				441-914	若狭町	東部	5, 11																														2		
				441-917	"	"	"	2																												2			
				(計 2地点)																																	4		
				(総計 91地点)				2	35	14	87	87	135	133	87	87	135	135	135	135	87	87	135	133	87	87	19	14								1,366			

12 定 点 監 視 調 査

調査担当機関	調査地点	調査月	調査項目													合計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
			環境			基準			項目			要監視				項目			要監視項目	環境基準項目																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			カドミ	全シ	六価	砒	総	P	ジ	四	塩	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1			1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1	1・1・1

13 別表3 測定方法

区分	項 目	報告下限値 (mg/L)	環境基準値 (mg/L)	測 定 方 法
健	カ ド ミ ウ ム	0.001	0.003	日本工業規格（以下「規格」という。）K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
	全 シ ア ン	0.1	検出値	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格K0102 の 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
	鉛 六 価 ク ロ ム	0.005 0.04	0.01 0.05	規格K0102 の 54 に定める方法 規格K0102 の 65.2 に定める方法（ただし、規格K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170-7 の 7 の a）又は b）に定める操作を行うものとする。）
康	砒 素 総 水 銀	0.005 0.0005	0.01 0.0005	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法 昭和 46 年環境庁告示第 59 号（以下「告示」という。）付表 1 に掲げる方法
	ア ル キ ル 水 銀 P C B	0.0005 0.0005	検出値 検出値	告示付表 2 に掲げる方法 告示付表 3 に掲げる方法
	ジ ク ロ ロ メ タ ン 四 塩 化 炭 素	0.002 0.0002	0.02 0.002	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
項	塩 化 ヒ ー ニ ル モ ノ マ ー 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ タ ン	0.0002 0.0004	0.002 0.004	平成 9 年環境庁告示第 10 号付表に掲げる方法 規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
	1, 1 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン 1, 2 - ジ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.002 0.004	0.1 0.04	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法 シス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	1, 1, 1 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.0005	1	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
目	1, 1, 2 - ト リ ク ロ ロ エ タ ン	0.0006	0.006	同 上
	ト リ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.001	0.01	同 上
	テ ト ラ ク ロ ロ エ チ レ ン	0.0005	0.01	同 上
	1, 3 - ジ ク ロ ロ プ ロ ベ ン	0.0002	0.002	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
	チ ウ ラ ム	0.0006	0.006	告示付表 4 に掲げる方法
	シ マ ジ ン	0.0003	0.003	告示付表 5 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.002	0.02	同 上
	ベ ン ゼ ン	0.001	0.01	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
	セ レ ン	0.002	0.01	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.02	10	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
	ふ つ 素	0.1	0.8	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1 c) (注(6)第三文を除く。)に定める方法（縣濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。）及び告示付表 6 に掲げる方法
	ほ う 素 1, 4 - ジ オ キ サ ン	0.02 0.005	1 0.05	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法 告示付表 7 に掲げる方法

注：・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
なお、硝酸性窒素の報告下限値、亜硝酸性窒素の報告下限値は、ともに 0.01 mg/L とする。

・1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。
なお、シス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値、トランス-1,2-ジクロロエチレンの報告下限値は、ともに 0.002 mg/L とする。

区分	項 目	報告下限値 (mg/L)	指針値 (mg/L)	測 定 方 法
要	ク ロ ロ ホ ル ム	0.003	0.06	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
	1,2-ジクロロプロパン	0.006	0.06	同 上
監	p-ジクロロベンゼン	0.03	0.2	同 上
	イ ソ キ サ チ オ ン	0.0008	0.008	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について（環境庁水質保全局水質規制課長通知、平成5年環水規第121号（以下「通知1」という。）付表1の第1又は第2に掲げる方法
視	ダ イ ア ジ ノ ン	0.0005	0.005	同 上
	フェニトロチオン	0.0003	0.003	同 上
項	イソプロチオラン	0.004	0.04	同 上
	オ キ シ ン 銅	0.004	0.04	通知付表2に掲げる方法
目	クロロタロニル	0.004	0.05	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法
	プ ロ ピ ザ ミ ド	0.0008	0.008	同 上
項	E P N	0.0006	0.006	同 上
	ジ ク ロ ル ボ ス	0.001	0.008	同 上
目	フェノブカルブ	0.003	0.03	同 上
	イプロベンホス	0.0008	0.008	同 上
項	クロルニトロフェン	0.0001	—	同 上
	ト ル エ ン	0.06	0.6	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
目	キ シ レ ン	0.04	0.4	同 上
	フタル酸ジエチルヘキシル	0.006	0.06	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法
項	ニ ッ ケ ル	0.005	—	規格K0102の59.3に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
	モ リ ブ デ ン	0.01	0.07	規格K0102の68.2に定める方法又は通知付表4若しくは付表5に掲げる方法
目	ア ン チ モ ン	0.001	0.02	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（環境省環境管理局水環境部長通知、平成16年環水企発第040331003号・環水土発第040331005号（以下「通知2」という。）付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法
	エピクロロヒドリン	0.0001	0.0004	通知2付表2に掲げる方法
項	全 マ ン ガ ン	0.02	0.2	規格K0102の56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法
	ウ ラ ン	0.0002	0.002	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法
解	p	—	—	規格K0102の12.1に定める方法
	電 気 伝 導 度	1(μS/cm)	—	規格K0102の13に定める方法
析	M ア ル カ リ 度	0.5	—	規格K0101の13.1に定める方法
	塩 素 イ オ ン	0.5	—	規格K0102の35.3に定める方法又は自動分析(チオソ酸第2水銀法)
項	硫 酸 イ オ ン	0.5	—	規格K0102の41.3に定める方法
	硝 酸 イ オ ン	0.1	—	規格K0102の43.2.3に定める方法
目	ナトリウムイオン	0.1	—	規格K0102の48.1に定める方法
	カリウムイオン	0.1	—	規格K0102の49.1に定める方法
項	カルシウムイオン	0.1	—	規格K0102の50.2に定める方法
	マグネシウムイオン	0.02	—	規格K0102の51.2に定める方法

14 別表4 地下水質測定結果表

調査担当機関名 (分析担当機関名)									
調査	名								
市町	名								
地区	名								
井戸番号									
井戸の深度(m)									
井戸の別									
諸元の用途									
採水年月日		・	・	・	・	・	・	・	・
採水時刻		:	:	:	:	:	:	:	:
水温(℃)									
環境基準項目	カドミウム(mg/L)								
	全シアン(mg/L)								
	鉛(mg/L)								
	六価クロム(mg/L)								
	砒素(mg/L)								
	総水銀(mg/L)								
	アルキル水銀(mg/L)								
	P C B(mg/L)								
	ジクロロメタン(mg/L)								
	四塩化炭素(mg/L)								
	塩化ビニルモノマー(mg/L)								
	1,2-ジクロロエタン(mg/L)								
	1,1-ジクロロエチレン(mg/L)								
	シス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)								
	トランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)								
	1,2-ジクロロエチレン(mg/L)								
	1,1,1-トリクロロエタン(mg/L)								
	1,1,2-トリクロロエタン(mg/L)								
	トリクロロエチレン(mg/L)								
	テトラクロロエチレン(mg/L)								
	1,3-ジクロロプロペン(mg/L)								
	チウラム(mg/L)								
	シマジン(mg/L)								
	チオベンカルブ(mg/L)								
	ベンゼン(mg/L)								
	セレン(mg/L)								
	硝酸性窒素(mg/L)								
	亜硝酸性窒素(mg/L)								
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素(mg/L)								
	ふっ素(mg/L)								
	ほう素(mg/L)								
	1,4-ジオキサン(mg/L)								
要監視項目	クロロホルム(mg/L)								
	1,2-ジクロロプロパン(mg/L)								
	p-ジクロロベンゼン(mg/L)								
	イソキサチオン(mg/L)								
	ダイアジノン(mg/L)								
	フェニトロチオン(mg/L)								
	イソプロチオラン(mg/L)								
	オキシシン銅(mg/L)								
	クロロタロニル(mg/L)								
	プロピザミド(mg/L)								
	E P N(mg/L)								
	ジクロルボス(mg/L)								
	フェノカルブ(mg/L)								
	イプロベンホス(mg/L)								
	クロルニトロフェン(mg/L)								
	トルエン(mg/L)								
	キシレン(mg/L)								
	フタル酸ジエチルヘキシル(mg/L)								
	ニッケル(mg/L)								
	モリブデン(mg/L)								
解析項目	アンチモン(mg/L)								
	エピクロロヒドリン(mg/L)								
	全マンガニン(mg/L)								
	ウラン(mg/L)								
	p H								
	電気伝導度(μS/cm)								
	M アルカリ度(mg/L)								
	塩素イオン(mg/L)								
	硫酸イオン(mg/L)								
	硝酸イオン(mg/L)								
	ナトリウムイオン(mg/L)								
	カリウムイオン(mg/L)								
	カルシウムイオン(mg/L)								
	マグネシウムイオン(mg/L)								

再生紙を使用しています。